○母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償

還免除条例の一部を改正する条例

条

例

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委

○行政機関設置条例の一部を改正する条例

人

事

課

ページ

条

例

目

次

発 行 宮 城 県(総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関す ○地域医療介護総合確保基金条例 ○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 ○個人情報保護条例の一部を改正する条例 ○行政手続条例の一部を改正する条例 ○情報公開条例の一部を改正する条例 )職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (行政経営推進課) (県政情報公開室) (医療整備課) (職員厚生課) 市 税 町 村 務 同 同 課

宮

城

県

公

正する条例

員会教育長の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改

課 三四 三四 三四 三四

長寿社会政策課)

(医療整備課等)

三六

三六 三五 五五

(子育て支援課) 三八

(33)	平成26	年12月24日	水曜日	宮	城	県	公	報	号外第52号
宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十六年十二月二十四日行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。								
	五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項三 当該処分又は行政指導の内容	前	関思は三	第五章 処分等の求め第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。	第三十六条を第三十八条とする。 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由	二 前号の条項に規定する要件 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項	さなければならない。	2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	「第四章 行政指導(第三十条-第三十五条) 「第四章統条例(平成七年宮城県条例第三十号)の一部を次のよう政手続条例の一部を改正する条例

1

3 第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。 結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、

その

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置 いて弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。 中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方につ ないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合し (行政指導の中止等の求め)

前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

当該行政指導の内容

当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項 前号の条項に規定する要件

当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由

その他参考となる事項

措置をとらなければならない。 当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な 当該県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が

則

(施行期日)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(宮城県県税条例の一部改正)

2 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

三十三条第三項」に改める。

第四条の二第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第